

広島県告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、三次圏都市計画道路三・六・一一〇号下新町南畑敷線、三・五・一〇号三次駅前線、三・六・一〇七号太才中所線、三・四・一一七号上原願万地線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市局都市政策課において縦覧に供する。

平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦